



妊婦のみなさまへ

令和3年4月1日以降の

新型コロナウイルス感染症の検査についてのお知らせ



対 象

相談先

下記の①～③すべてを満たす方が検査の対象です。

- ①山形県内の医療機関で出産予定の方（山形県内に住民票が無い方を含む）
- ②発熱などの感染を疑う症状がない方
- ③強い不安を抱えた方（うつ状態にあるなど）、または基礎疾患（慢性閉塞性肺疾患、慢性腎臓病、糖尿病、高血圧、心血管疾患等）を有する方

山形県内の
出産予定医療機関

※発熱などの症状のある方や無症状でも医師より検査が必要と判断された方は、本検査の対象ではなく、かかりつけ医または受診相談コールセンターに受診相談のうえ、感染症法に基づく検査（行政検査）を受けていただくこととなります。

■検査までのフローチャート

新型コロナに感染していたらどうしよう…
症状はないけど、持病もあるし、検査を受けてみたいなあ。

新型コロナに感染していたらどうしよう…
症状はないけど、毎日すごく不安だし、検査を受けてみたいなあ。

相談先：出産予定医療機関

検査時期：分娩予定日の概ね2週間以内（具体的な時期については、主治医にご相談ください）。

※県外からの里帰り出産の方も出産前の検査として1回受けられます。

検査場所：出産予定医療機関

検査方法：唾液又は鼻から綿棒を入れて鼻の奥から採取した粘液の検査

<検査結果が陽性になると>

症状の有無にかかわらず、原則入院となります。また、入院先が必ずしも出産予定の医療機関とならない場合があります。詳細は、出産予定医療機関にご相談ください。

検査結果が陽性になった場合、希望される方は、保健師などによる専門的なケアや電話での相談支援を受けることができます。

ウイルス検査の実施にあたっては、下記内容をご覧になり、出産予定医療機関にご相談ください。

- ・検査の性質上、実際には感染しているのに結果が陰性になること（偽陰性）や、感染していないのに結果が陽性になること（偽陽性）があります。
- ・検査は、妊婦が希望する場合に任意で行われるものですが、例えば陣痛が発来しているなど、その時点の妊婦の状態によっては、医師の判断により新型コロナウイルス感染症の検査よりも必要とされる処置が優先される可能性があります。

<検査結果が陽性となった場合>

- ・症状の有無にかかわらず、原則入院となります。
 - ・症状の有無にかかわらず、入院先が必ずしも出産予定の医療機関とならない場合があります。また、出産方法等が変更される（帝王切開や計画分娩等）可能性があります。
 - ・症状の有無にかかわらず、感染拡大防止の観点から入院中の面会は制限されます。出産時の立ち会いについても制限される場合があります。
- また、出産後の一定期間、お母さんと赤ちゃんが別室での管理となり、赤ちゃんに触れたり、授乳することができない可能性があります。

- ・症状の有無にかかわらず、保健所が実施する積極的疫学調査（いつどこに行き、誰と会ったか等）に御協力いただきます。

<検査結果が陰性となった場合>

- ・検査の性質上、実際には感染しているのに結果が陰性になること（偽陰性）がありますので、結果が陰性であることが確実に感染していないことの証明にはなりません。また、検査後に感染する場合がありますので、引き続き感染予防対策をし、かかりつけの産婦人科医師の指示に従って生活していただきます。